

別表 1

謝 金 単 価 表

1. 講演謝金等

単価区分	適 用 範 囲	時間単価（円）	備 考
①特別講演 A	著名な功績を有する者を招へいする場合	50,000	
②特別講演 B	上記以外の場合	20,000	
③一般講演 A	大学教授，その他これに準ずる者を招へいする場合	13,000	
④一般講演 B	上記以外の場合	10,000	
⑤会議出席	本学主催の会議に委員として出席する場合	10,000	
⑥教育研究指導	学生等に教育研究指導を行う場合	5,000	

2. 研究協力謝金

単 価 区 分	時間単価（円）	相当する級号俸	備 考
① 学部学生（1～4年次）	1,230	一般職 1 級 9 号俸	
② 学部学生（5～6年次） 及び大学院生 （修士（博士前期）課程）	1,310	一般職 1 級 17 号俸	
③ 大学院生 （博士（博士後期）課程）	1,380	一般職 1 級 25 号俸	
④ 学生以外	1,380	一般職 1 級 25 号俸	

（注）時間単価については、国立大学法人徳島大学職員給与規則に定める基本給表の改正に基づき、大学全体の財政状況等を勘案し、変更についての検討を行う。ただし、年度内の変更は行わないものとする。

3. 学外委員謝金等

単価区分	適	1 回単価（円）	備 考
①学外委員	経営協議会，学長選考・監察会議又は病院長候補者選考委員会に委員として出席する場合	20,000	学長選考・監察会議が経営協議会と同日に開催された場合は，学長選考・監察会議にかかる謝金は支給しない。
。役員参与	弁護士，公認会計士，その他これらに準ずる有識者で，専門的な場から役員に助言・進言する場合	20,000	特別な調査活動を行った場合は，別途，必要な謝金を支給する。

（注）特別な調査活動に対して支給する謝金単価は，上記 1 の④一般講演 B の単価を準用する。

4. 被験者謝金

1 協力あたり上限を 7,000 円とし，被験の実施内容を十分考慮の上決定する。

（注）被験者謝金の上限については，平成 11 年 7 月 2 日付け文部省高等教育局医学教育課長通知「国立大学附属病院における医薬品等の臨床研究等の受託について」による医薬品の治験参加に伴う被験者負担の軽減のための経費の単価を準用。